住宅塗装工事　工事請負契約約款

（総則）

第１条　注文者（以下「甲」という）と請負者（以下「乙」という）は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行します。

２　この契約書および、見積書にもとづいて、乙は工事を完成し、甲と乙は工事の完了を確認するものとし、甲はその請負代金の支払を行います。

（一括下請負・一括委任の禁止）

第２条　乙は工事の全部または大部分を、一括して委任または請負わせることはできません。

２　前号において、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得て、工事の全部または大部分を乙の指定する者に委任または請負わせることができます。

（権利・義務などの譲渡の禁止）

第３条　甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできません。

２　甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできません。

（打ち合わせどおりの工事が困難な場合）

第４条　施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な事情により施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して、実情に適するように内容を変更します。

２　前項において、工期、請負代金を変更する場合は甲と乙が協議してこれを定めます。

（完了確認・代金支払い）

第５条　工事を終了したときは、乙は目的物を甲に引き渡し、甲は工事請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了します。

（支給材料、貸与品）

第６条　甲からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は甲と乙が協議して決めます。

２　乙は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については甲に対し交換を求めることがでます。

３　乙は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管します。

（第三者への損害および第三者との紛議）

第７条　施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決にあたるものとします。

２　処理解決に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じた場合については乙の負担とし、甲の責に帰すべき事由によって生じた場合については甲の負担とします。なお、甲乙双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとします。

３　乙は本条による損害賠償の履行を担保するため、請負業者賠償責任保険および建設工事保険に加入します。

（不可抗力による損害）

第７条 天災、風水害、戦争、テロ、第三者が起こした事故など、甲・乙いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは甲がこれを負担します。

２　乙が善良な管理者としての注意を怠るなど、前項の損害の発生が乙の責による場合は、乙が負担します。

３　乙が加入する火災保険・建設工事保険など、本条第1項の損害をてん補するものがあるときは、それらの額を甲の負担額から控除します。

（契約不適合責任）

第８条　目的物に契約不適合がある場合、乙は民法に定める責任を負います。別途、甲乙間での取り決めのない場合は、その期間は民法に従い工事完了後１年以内とします。

２　契約不適合が次の事由に起因する場合には、乙は契約不適合の責任を負いません。

（１）地震、噴火、洪水、台風、暴風雨、豪雨等の災害

（２）近隣の土木工事等の影響による予見困難な引渡しの後の地盤の変動、土砂崩れ等

（３）火災、落雷、爆発、暴動等の偶然又は外来の事由

（４）設計時に予想しなかった重量物の設置等といった住宅の著しく不適切な使用又は

　　　維持管理

（５）通常想定されうる自然の劣化

（６）甲から提供された材料の性質又は与えられた指図（乙がその材料又は指図が不適

　　　当であることを指摘していなかった場合を除く）

（７）乙（乙の下請け人を含む）以外の第三者の行為

（８）住宅の増築、改築の工事又は住宅引渡し後の設備・機器等の取り付けに起因する

　　　もの

（９）植物の根等の成長及び小動物等の害に起因する損傷・機能不良

（周辺住民への説明・工事環境の整備）

第９条　甲は工事を行う際に、周辺住民への説明を行い、周辺住民の了承を得るものとします。

２　甲が前項の説明のために乙に協力を求めた場合、乙は協力するものとします。

３　工事用の電気・水道については甲が提供し、費用を負担します。

４　工事の障害となる車、オートバイ、その他の物等は障害とならないよう、工事期間中は甲の費用負担で移動させます。

５　甲は工事の為に設置された足場内に立入りません。また、乙の承諾なしに足場内に立ち入った甲および第三者が事故を起こしても乙は責任を負いません。

（打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合）

第１０条　施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して、実情に適するように内容を変更します。

２　前項において、工事内容、工期または請負代金を変更する必要がある場合は、甲と乙が第１１条に基づいて協議してこれを決めます。

（工事および工期の変更）

第１１条　甲は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れすることができます。

２　前項の工事の追加・変更の内容（以下「変更工事」という）は、甲と乙の合意により決定します。

３　変更工事によって追加工事代金が発生した場合、乙は甲にその支払いを求めることができます。

４　乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができます。なお、追加工事代金および延長日数は、甲乙が協議して決定します。

（工事の変更、中止）

第１２条 甲は、乙に生じる損害を賠償することで、工事を追加、変更または中止することができます。

２ 甲が工事前払金等の支払いを怠った場合あるいは甲が正当な理由なく工事のための協力を行わず工事の履行が著しく困難な場合、乙が期間を定めて書面をもって甲に履行の催告を行い、甲がその催告に応じない場合は、乙は工事を中止またはこの契約を解除することができます。

４ 前項において乙は甲に損害の賠償を請求することができます。

（遅延損害金）

第１３条　甲は乙の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6％の割合を乗じた額の違約金を乙に請求することができます。

２　甲が請負代金の支払をしないときは、乙は支払遅滞額に年14.6％の割合を乗じた額の違約金を請求します。

（個人情報の取扱い）

第１４条　本契約における個人情報とは、甲の個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、画像などによって個人を識別できる情報のことをいいます。

２　乙は甲から提供を受けた甲の個人情報を以下の目的で利用することとし、法令に基づく場合を除きそれ以外に利用することはありません。

（１）工事請負契約に基づく工事および工事の準備を行うため。

（２）請求書の発行、工事関連書類の作成・発送および工事請負契約に関する管理業務

　　　を行うため。

（３）工事後のアフターフォロー（工事保証を含む）および付随する調査および補修を

　　　行うため。

（４）新商品・サービス・イベント等に関する甲への情報のお知らせのため。

３　甲は乙から個人情報の提供を求められた場合、その利用目的および管理方法について乙に説明を求めることができ、乙は甲からの要請に応じて、個人情報の利用目的、個人情報の管理方法および甲が個人情報を提供しなかった場合に受けることができなくなるサービス等について説明しなければなりません。

４　甲は乙から求められた個人情報の提供を断ることができます。ただし、甲の個人情報の提供がない場合にサービスや情報の提供が受けられないことがあることを甲は了承します。

５　乙は甲から提供された個人情報を本条第２項各号の目的での利用する場合、または法律で定められている場合、乙と業務委託契約を締結した委託先、公共機関に開示・提供することがあり、乙はこのことを了承します。

６　前項以外の第三者に乙が甲の個人情報の開示・提供を行う場合は、あらかじめ書面による甲の同意が必要です。

７　乙は甲からお預かりした個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守して適正な管理を行います。

８　甲は乙に提供した個人情報について開示を請求することができます。また、開示の結果、個人情報の訂正・削除を乙に請求することもできます。なお、甲が個人情報の開示・訂正・削除を請求する場合は、乙の定める手続きで、本人確認の上、行うことを了承します。

（反社会的勢力からの排除）

第１５条　甲および乙は、それぞれ相手方が次の各号の一にあたるときは、何らの催告をなくして書面をもってこの契約を解除することができます。

（１）役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはそ

　　　の役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代

　　　表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に

　　　規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団

　　　（以下「暴力団」という）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認め

　　　られるとき。

（３）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

　　　められるとき。

２　この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができません。

（紛争の解決）

第１６条　この契約について、紛争が生じたときは、乙の本店所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとします。

（契約締結における印紙代の負担）

第１７条　本契約締結に要する印紙代の負担は、甲は、甲の保管する契約書にて負担し、乙は、乙の保管する契約書にて負担するものとします。

（補則）

第１８条　この契約書に定めのない事項については、民法その他の法令に従う他、必要に応じ甲と乙が誠意をもって協議して定めます。

（ローン等が利用できない場合の措置）

第１９条　この契約の工事代金について、甲がクレジット（立て替え払い）または金融機関からの融資を受けて支払う場合、それらの融資を受けられない場合は、契約日に遡って効力を失うものとします。